

# 違反の疑いがある場合の調査・懲戒

- 倫理法等に違反する行為に関しては、各府省（任命権者）と倫理審査会がそれぞれ調査・懲戒権を持っています。各府省が調査・懲戒手続を行う際は、下記のように倫理審査会に通知、報告及び承認申請を行います。また、倫理審査会は、調査・懲戒手続を通じて、将来同種の違反事案が再び発生しないようするための再発防止策についても各府省に助言しています。

## 各府省の調査・懲戒手続

